

第50回全国高等学校総合文化祭プログラム製作業務委託仕様書

1 業務名

第50回全国高等学校総合文化祭プログラム製作業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

3 業務の概要

| | |
|-------------|--|
| (1) 総合プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・委託者が提供する原稿データ等を用いてデザイン・レイアウト・印刷・製本・配送を行う。 ・表紙及び本文のレイアウト等については、委託者と協議の上、決定する。 ・地図データの制作、余白等のデザイン校正を行う。 |
| (2) 部門プログラム | <ul style="list-style-type: none"> ・作成した原稿の校正を行う。 ・業務の実施にあたり業務実施計画書（工程表）を提出し、委託者と打合せを行う。 |

4 製作物

(1) 総合プログラム

(ア) 印刷部数

3,500部

(イ) 納品場所及び納入日

別紙1「製作物印刷数及び納入先一覧」のとおり

(ウ) 仕様

| | | |
|------|------------|-----------------------------------|
| 規 格 | A4判 縦型 | |
| 紙 質 | 表紙 | マットコート紙（グリーン購入法適用紙） 四六判 135 kg |
| | 本文 | 上質紙（グリーン購入法適用紙） 四六判 70 kg |
| 版 色 | 表紙・裏表紙（両側） | フルカラー |
| | 本文 | モノクロ フルカラー（協賛広告の25頁分） |
| 製 本 | 無線綴じ | |
| 本文頁数 | 152 頁 | |

(エ) 表紙及び裏表紙

a レイアウト内容

- ・委託者が提供する基本デザイン（イラストレーター、JPEG等）を使用し、レイアウト及びデザインを行う。
- ・背文字（第50回全国高等学校総合文化祭 総合プログラム）をレイアウトする。

- b 提供データ
- 基本デザインについては、電子データ（イラストレーター、J P E G等）により提供する。
- (オ) 本文
- a レイアウト内容
- 委託者が作成した文字原稿をページ毎にレイアウトし、ページ内の見出し等を飾り付ける。
 - 委託者が指定する画像及び受託者が作成した各部門ページに掲載する会場周辺図を該当ページにレイアウトする。
 - 協賛企業広告ページについては、委託者の指示に従い、各広告原稿を当該ページにレイアウトする。
- b 提供データ
- 文字原稿：ワード及びエクセル、パワーポイント等
 - 画 像：イラストレーター、J P E G等
 - 広告原稿：イラストレーター、フォトショップ、ワード、エクセル、PDF、パワーポイント等
- (カ) 地図データ
- 作成した会場周辺図のデータを令和8年5月15日（金）までに委託者にメールで納品する。

(2) 部門プログラム (22種類)

- (ア) 印刷部数
47,130部
- (イ) 納入場所及び納品日時
別紙1「製作物印刷数及び納入先一覧」のとおり
- (ウ) 仕様

| | | |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 規 格 | A4判 縦型 | |
| 紙 質 | 表紙 | マットコート紙（グリーン購入法適用紙） 四六判 135 kg |
| | 本文 | 上質紙（グリーン購入法適用紙） 四六判 70 kg |
| 版 色 | 表紙・裏表紙（外側） | フルカラー |
| | 表紙・裏表紙（内側） | モノクロ |
| | 本文 | モノクロ |
| 製 本 | 無線綴じ | |

(エ) 部門プログラムにおける「本文頁数」及び「制作部数」

| | 部門 | 本文頁数 | 印刷部数 |
|---|--------|------|---------|
| 1 | 演劇 | 88 頁 | 2,600 部 |
| 2 | 合唱 | 36 頁 | 3,000 部 |
| 3 | 吹奏楽 | 48 頁 | 6,870 部 |
| 4 | 器楽・管弦楽 | 44 頁 | 4,100 部 |
| 5 | 日本音楽 | 40 頁 | 2,970 部 |
| 6 | 吟詠剣詩舞 | 68 頁 | 1,070 部 |

| | | | |
|-----|-------------------|------|----------|
| 7 | 郷土芸能 | 64 頁 | 5,000 部 |
| 8 | マーチングバンド・バトントワリング | 48 頁 | 5,000 部 |
| 9 | 美術・工芸 | 44 頁 | 1,100 部 |
| 10 | 書道 | 32 頁 | 2,700 部 |
| 11 | 写真 | 48 頁 | 1,000 部 |
| 12 | 放送 | 40 頁 | 2,000 部 |
| 13 | 囲碁 | 36 頁 | 800 部 |
| 14 | 将棋 | 32 頁 | 1,500 部 |
| 15 | 弁論 | 24 頁 | 350 部 |
| 16 | 小倉百人一首かるた | 64 頁 | 900 部 |
| 17 | 新聞 | 28 頁 | 700 部 |
| 18 | 文芸 | 36 頁 | 700 部 |
| 19 | 自然科学 | 56 頁 | 970 部 |
| 20 | 茶華道 | 16 頁 | 900 部 |
| 21 | 情報 | 16 頁 | 900 部 |
| 22 | 特別支援学校 | 12 頁 | 2,000 部 |
| 合 計 | | | 47,130 部 |

(オ) 表紙及び裏表紙

a レイアウト内容

- ・ 委託者が提供する基本デザイン（イラストレーター、J P E G 等）を使用し、レイアウト及びデザインを行う。

b 提供データ

- ・ 基本デザインについては、電子データ（イラストレーター、J P E G 等）により提供する。

(カ) その他

a レイアウト内容

- ・ 委託者が作成した文字原稿をページ毎にレイアウトし、ページ内の見出し等を飾り付ける。
- ・ 委託者が指定する画像及び受託者が作成した会場周辺図を該当ページにレイアウトする。
- ・ 協賛企業広告ページについては、委託者の指示に従い、各広告原稿を当該ページにレイアウトする。

b 提供データ

- ・ 文字原稿：ワード及びエクセル、パワーポイント等
- ・ 画 像：イラストレーター、J P E G 等
- ・ 広告原稿：イラストレーター、フォトショップ、ワード、エクセル、PDF、パワーポイント等

5 作成スケジュール

下記の案をもとに、協議の上決定する。

A部門：囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた以外の18部門

B部門：囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるたの4部門

| | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | | |
|----|-------|------------------|----|------|-----|------|-----|-----|----|----|--|
| | | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | |
| 総合 | プログラム | 表紙・裏表紙・本文デザイン案提出 | | | | 原稿提出 | 校正① | 校正② | 納品 | | |
| 部門 | A部門 | | | 原稿提出 | 校正① | 校正② | | | | | |
| | B部門 | | | | | 原稿提出 | 校正① | 校正② | | | |

6 共通事項

(1) 校正について

(ア) 色校正を含め、委託者と協議の上、2回以上行うこと。

(イ) 協賛広告のページについては、委託者から協賛企業の広告データの提供を受け、委託者の指示に基づき、協賛区分毎に各広告原稿を該当のページにレイアウトを行う。

割り付けの際に、広告データのサイズ修正や、フォーマットに基づく広告データの作成を委託者の指示に基づいて行う。

(ウ) 校正中に原稿の入れ替えが令和8年7月の初旬まで発生する場合がある。

(2) 守秘義務

(ア) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

(イ) 受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の取り扱い及び管理については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 著作権及びその他の権利

成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、秋田県に帰属するものとし、秋田県は著作物について、自由に公表、著作者名の省略、改変及び利用（二次的な利用を含む一切の利用をいう。）をすることができるものとする。

また、受託者は、秋田県に対し、成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(5) その他

- (ア) 成果物に係るデータをPDF及び編集可能なデータ（イラストレータ等）で、電子メール等により委託者に提出すること。
- (イ) 業務の遂行にあたっては、委託者と事前に打ち合わせを行い、この仕様書によらない場合は、委託者と協議の上、決定すること。
- (ウ) 上記に定める印刷物の内容や頁数は、若干変更する必要があるが、それに対応すること。
- (エ) 本業務への参加資格は「自社印刷」を要件とする。
- (オ) 委託業務を完了したときは、速やかに委託業務報告書を秋田県まで提出すること。なお、委託業務報告書の様式については、秋田県が別途指示するものとする。

7 問い合わせ先

秋田県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室

担当：大久保、阿部、本庄

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

TEL：018-860-1433

E-mail：kousoubun2026@pref.akita.lg.jp